

# 枚方市公報

第817号（掲載内容：平成30年5月公布の条例・規則等）

発行人 枚方市長 伏見 隆  
発行所 枚方市役所  
（郵便番号 573-8666）  
枚方市大垣内町2丁目1番20号

## ◇ 目 次 ◇

### 規 則

- ☆枚方市職員服務規則を廃止する等の規則〔第39号〕……2
- ☆枚方市母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則〔第40号〕……………3
- ☆一般職の非常勤職員の報酬、勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則〔第41号〕……………3
- ☆枚方市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則〔第42号〕……………4

### 訓 令

- ☆枚方市職員服務規程〔第12号〕……………11
- ☆枚方市行政改革実施本部設置規程の一部を改正する訓令〔第13号〕……………17
- ☆枚方市定住促進・人口誘導対策本部設置規程〔第14号〕……………17
- ☆枚方市健康推進本部設置規程の一部を改正する訓令〔第15号〕……………18

### 教育委員会規則

- ☆枚方市学校運営委員協議会規則の一部を改正する規則〔第5号〕……………18

### 正 誤

**規 則**

**枚方市規則第39号**

枚方市職員服務規則を廃止する等の規則

(枚方市職員服務規則の廃止)

第1条 枚方市職員服務規則(昭和35年枚方市規則第16号)は、廃止する。

(枚方市営住宅条例施行規則の一部改正)

第2条 枚方市営住宅条例施行規則(平成6年枚方市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第37条中「枚方市職員服務規則(昭和35年枚方市規則第16号)に定める」を削る。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年枚方市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第6条中「変更する」を「変更(以下「勤務時間の割振りの臨時変更」という。)をする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 勤務時間の割振りの臨時変更をする場合は、週休日等の振替等命令簿(様式第1号)により行うものとする。

第7条第3項中「いう。以下この項において」を「いう。以下」に改め、同条に次の2項を加える。

5 週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更をする場合は、週休日等の振替等命令簿により行うものとする。

6 前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、口頭により週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更をすることができる。この場合においては、従事時間及び従事内容を明らかにして行うものとし、事後、速やかに必要な手続をとらなければならない。第11条の次に次の1条を加える。

(時間外勤務等の命令の手続)

第11条の2 前条に規定する時間外勤務又は休日等(枚方市職員給与条例(昭和23年枚方市条例第103号。以下「給与条例」という。)第25条に規定する休日等をいう。)における正規の勤務時間中の勤務の命令をする場合は、時間外勤務等命令簿(様式第1号の2)により行うものとする。

2 第7条第6項の規定は、前項の規定による手続について準用する。

3 前2項の手続を経ずにした勤務は、時間外勤務又は休日勤務を命ぜられていないものとする。

第12条第3項第1号中「様式第1号」を「様式第1号の3」に改める。

第12条の2第1項中「枚方市職員給与条例(昭和23年枚方市条例第103号。以下「給与条例」という。)」を「給与条例」に改め、同条に次の1項を加える。

6 時間外勤務代休時間の指定をする場合は、時間外勤務代休時間指定簿(様式第2号の2)により行うものとする。

第13条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 代休日の指定又は勤務の免除(以下「代休日の指定等」という。)をする場合は、週休日等の振替等命令簿により行うものとする。

5 第7条第6項の規定は、前項の規定による手続について準用する。

第13条の次に次の1条を加える。

(週休日の振替等の手続の特例)

第13条の2 勤務時間の割振りの臨時変更、週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更、時間外勤務等の命令、時間外勤務代休時間の指定又は代休日の指定等は、第6条第2項、第7条第5項、第11条の2第1項、第12条の2第6項又は前条第4項に定める様式によらずに、任命権者が別に定めるところにより行うことができる。

様式第1号を様式第1号の3とし、同様式の前に次の2様式を加える。

様式第1号(第6条、第7条、第13条関係)

氏名	勤務を命ずる日		業務の内容	週休日等の振替等命令簿				命令年月日	所属長印	本人確認印	担当者半入印
	年月日	勤務時間		振替日・変更日・代休日・免除日	週休日の振替等	休日の代休等	勤務時間				
	年月日	時分から (曜日) 時分まで		振替・変更 (曜日)	代休・免除 (曜日)	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 全日	年月日				
	年月日	時分から (曜日) 時分まで		振替・変更 (曜日)	代休・免除 (曜日)	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 全日	年月日				
	年月日	時分から (曜日) 時分まで		振替・変更 (曜日)	代休・免除 (曜日)	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 全日	年月日				
	年月日	時分から (曜日) 時分まで		振替・変更 (曜日)	代休・免除 (曜日)	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 全日	年月日				
	年月日	時分から (曜日) 時分まで		振替・変更 (曜日)	代休・免除 (曜日)	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 全日	年月日				
	年月日	時分から (曜日) 時分まで		振替・変更 (曜日)	代休・免除 (曜日)	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 全日	年月日				
	年月日	時分から (曜日) 時分まで		振替・変更 (曜日)	代休・免除 (曜日)	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 全日	年月日				
	年月日	時分から (曜日) 時分まで		振替・変更 (曜日)	代休・免除 (曜日)	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 全日	年月日				

(注) 1 週休日等の振替等を命ずる場合は、あらかじめ、本人に確認した上で行うものとする。  
 2 振替日・変更日・代休日・免除日の欄は、週休日の振替をする場合は「振替」、半日勤務時間の割振り変更をする場合は「変更」に、休日の勤務に代えて他の勤務日1日を代休日として指定する場合は「代休」、半日勤務時間の免除をする場合は「免除」に○を付けて整理するものとする。  
 3 「午前」は午前に係る半日勤務時間、「午後」は午後に係る半日勤務時間、「全日」は通常の勤務時間とし、それぞれ該当する項目にレ印を付けて整理するものとする。

枚方市公報

様式第1号の2 (第11条の2関係)

時間外勤務等命令簿				職員番号氏名					
月令				職員の勤務日		同一週を超える 週休日の振替等		週休日・休日	
所属	氏名	予定時間	従事業務内容	種別	時間	振替日	振替日	振替日	振替日
		日		日					
		至		至					
		日		日					
		至		至					
		日		日					
		至		至					
		日		日					
		至		至					
		日		日					
		至		至					
		日		日					
		至		至					
		日		日					
		至		至					
		日		日					
		至		至					

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2 (第12条の2関係)

時間外勤務代休時間指定簿

年 月 日  
(所 属)  
(氏 名)  
(職員番号)

指定する日	年 月 日 ( )		
指定する日の正規の勤務時間 (休憩時間)	時 分	～	時 分
指定する時間	( 時 分 )	～	( 時 分 )
年次有給休暇に連続して指定する場合 における年次有給休暇の取得時間	時 分	～	時 分
換 算 率	25/100	50/100	15/100
指定に代えようとする時間外勤務の 時間数			
指定する時間数			

所属長印

(枚方市会計規則の一部改正)

第4条 枚方市会計規則(平成11年枚方市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第87条第3項中「枚方市職員服務規則(昭和35年枚方市規則第16号)第30条の規定」を「出張命令」に、「当該出張命令書に定める」を「当該出張命令に係る」に、「同規則第31条の規定による出張」を「当該出張命令」に改める。

(一般職の非常勤職員の報酬、勤務時間等に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 一般職の非常勤職員の報酬、勤務時間等に関する条

例施行規則(平成26年枚方市規則第84号)の一部を次のように改正する。

第12条中「、任命権者が特に指示する場合を除き」を削る。

第13条中「、枚方市職員服務規則(昭和35年枚方市規則第16号)第20条の規定にかかわらず」及び後段を削る。

附 則 [平成30年5月7日公布]

- この規則は、平成30年6月1日から施行する。
- 第3条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の規定により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、同条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の規定により作成した用紙として使用することができる。

枚方市規則第40号

枚方市母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

枚方市母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則(平成26年枚方市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「措置期間」を「据置期間」に改める。

様式第1号中「大学」の次に「・大学院」を加える。

附 則 [平成30年5月7日公布]

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正前の枚方市母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

枚方市規則第41号

一般職の非常勤職員の報酬、勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の非常勤職員の報酬、勤務時間等に関する条例施行規則(平成26年枚方市規則第84号)の一部を次のように改正する。

別表第1ひきこもり等相談員の項の次に次のように加える。

家庭教育アドバイザー	200,000円
------------	----------

附 則 [平成30年5月14日公布]

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成30年4月1日から適用する。

**枚方市規則第42号**

枚方市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則  
(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成24年政令第286号)及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(低炭素建築物新築等計画の認定の申請書に添付する図書)

第2条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 様式第1号による基本方針適合確認書
- (2) 低炭素建築物新築等計画(法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下同じ。)が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項に規定する特定建築行為に係るものでない場合にあつては、当該低炭素建築物新築等計画に係る建築物が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者が設計したものであることを証する書類
  - イ 当該建築物が建築士法(昭和25年法律第202号)第3条第1項各号に掲げるものである場合 同法第2条第2項に規定する一級建築士(以下「一級建築士」という。)
  - ロ 当該建築物が建築士法第3条の2第1項各号に掲げるもの又は同条第3項の規定により区域若しくは建築物の用途を限り、同条第1項各号に規定する延べ面積を別に定めた大阪府の条例の規定に該当するものである場合 一級建築士又は同法第2条第3項に規定する二級建築士(以下「二級建築士」という。)
  - ハ イ又はロ以外の場合 一級建築士、二級建築士又は建築士法第2条第4項に規定する木造建築士
- (3) 低炭素建築物新築等計画が建築物の低炭素化(法第7条第2項第2号へに規定する建築物の低炭素化をいう。)のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替又は建築物への空気調和設備等(法第53条第1項に規定する空気調和設備等をいう。以下同じ。)の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修(以下「増築等」という。)に係るものである場合にあつては、様式第2号による書面
- (4) 低炭素建築物新築等計画に係る建築物が複合建築物(建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基

経済産業省

準(平成24年 国土交通省 告示第119号)に規定する  
環 境 省

複合建築物をいう。以下同じ。)である場合にあつては、次に掲げる部分の求積図

イ 居住者以外の者のみが利用する部分

ロ 居住者のみが利用する部分

ハ 居住者以外の者及び居住者の共用に供する部分

(5) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が非住宅建築物(住宅(人の居住の用のみに供する建築物(共用部分を含む。))をいう。以下同じ。)以外の用途のみに供する建築物をいう。以下同じ。)に係る低炭素建築物新築等計画について法第54条第1項各号に掲げる基準(以下「認定基準」という。)に適合すると認められたものである場合にあつては、そのことを証する図書の写し

(6) 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)が住宅に係る低炭素建築物新築等計画について認定基準に適合すると認められたものである場合にあつては、そのことを証する図書の写し

(7) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるものが複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画について認定基準に適合すると認められたものである場合にあつては、そのことを証する図書の写し

(8) 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による申出(当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下同じ。)に準じた審査が必要なものに限る。)に係る建築物について、同法第77条の35の5第1項に規定する指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合すると認められたものである場合にあつては、そのことを証する書類の写し

2 前項第4号に掲げる図書に明示すべき全ての事項を省令第41条第1項の申請書に添える他の図書に明示する場合には、前項の規定にかかわらず、当該申請書に同号に掲げる

図書を添えることを要しない。

3 構造計算適合性判定に準じた審査の請求をしていることにより第1項第8号の書類の写しを提出できない者は、建築基準法第77条の35の5第1項に規定する指定構造計算適合性判定機関が当該請求を受理したことを証する書類の写しを提出しなければならない。この場合において、市長は、同項に規定する指定構造計算適合性判定機関が同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合すると認めるまで、法第54条第1項（法第55条第2項において準用する場合を含む。第9条において同じ。）の認定をしないものとする。

（構造計算適合性判定に準じた審査が必要な場合の手続）

第3条 法第54条第2項後段の規定により提出する申請書の部数は、正本1通及び副本2通とする。ただし、前条第1項第8号の書類を提出した場合における当該申請書の部数は、正本及び副本各1通とする。

2 前項本文の場合において、第5条第1項又は省令第43条第1項の規定による通知は、構造計算適合性判定に準じた審査の結果の通知の写しを添えて行うものとする。

（低炭素建築物新築等計画の認定等の取下げ）

第4条 法第53条第1項の規定による申請又は法第55条第1項の認定の申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、様式第3号による取下届を市長に提出しなければならない。

（低炭素建築物新築等計画の不認定の通知）

第5条 市長は、法第53条第1項の規定による申請又は法第55条第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画又は低炭素建築物新築等計画の変更が認定基準に適合しないと認めるときは、当該申請をした者に対し、様式第4号による不認定通知書により通知するものとする。

2 法第54条第2項の規定による申出があった場合における前項の規定による通知は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の結果の通知の写しを添えて行うものとする。

（軽微な変更に関する証明書の交付等）

第6条 省令第46条の2の規定により書面の交付の申請をしようする者は、様式第5号による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれ低炭素建築物新築等計画の変更が法第55条第1項の軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）であることが確認できる図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、省令第46条の2の規定による申請があった場合

において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画の変更が軽微な変更該当すると認めるときは、当該申請をした者に対し、様式第6号による軽微変更該当証明書を交付するものとする。

3 市長は、省令第46条の2の規定による申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画の変更が軽微な変更該当しないと認めるときは、当該申請をした者に対し、その旨を通知するものとする。

（認定建築主による報告）

第7条 認定建築主（法第55条第1項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。）は、法第56条の規定により報告を求められたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出するものとする。

(1) 認定低炭素建築物新築等計画（法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下同じ。）に係る建築物又は建築物の部分を譲受人に譲り渡した場合 様式第7号による状況報告書

(2) 認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等（法第53条第1項に規定する低炭素化のための建築物の新築等をいう。以下同じ。）が完了した場合 様式第8号による新築等完了報告書及び次に掲げる図書

イ 認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等の完了を確認することができる図書

ロ 低炭素化のための建築物の新築等について建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書の提出又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知を行った場合にあつては、同法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項の検査済証（以下「検査済証」という。）又は同法第87条第1項において読み替えて準用する同法第7条第1項の規定による届出に係る書類

(3) 法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積がある場合 様式第9号による状況定期報告書

(4) 認定低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合しなくなった場合 様式第7号による状況報告書

(5) 前各号に掲げる場合以外の場合 様式第7号による状況報告書及び報告の内容を説明するための図書

（認定低炭素建築物新築等計画の認定の取消しの通知）

第8条 市長は、法第58条の規定により法第54条第1項の認



# 枚方市公報

様式第3号（第4条関係）

低炭素建築物新築等計画認定申請取下届

年 月 日

(宛先)  
枚方市長

届出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
届出者の氏名又は名称  
代表者の氏名

Ⓜ

下記の申請を取り下げたいので、枚方市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第4条の規定により届け出ます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請受付番号  
号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定の申請受付年月日  
年 月 日
- 3 低炭素建築物新築等計画に係る建築物の位置

(注意) 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式第4号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

低炭素建築物新築等計画不認定通知書

様

枚方市長

印

下記のとおり低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合しないと認めますので、枚方市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第5条第1項の規定により通知します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画に係る建築物の位置
- 2 理由
- 3 備考

(告示)

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過し、又はこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過する日まで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、枚方市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 また、この決定について不服があるときは、審査請求に対する裁決を経なくても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過し、又はこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過する日まで、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、枚方市を被告として（被告の代表者は枚方市長です。）、この決定の取消しの訴えを大阪地方裁判所に提起することができます。
- 3 なお、2にかかわらず、この決定について審査請求をしたときは、これに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過し、又は当該裁決があった日の翌日から起算して1年を経過する日まで、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、枚方市を被告として（被告の代表者は、枚方市長です。）、この決定の取消しの訴えを大阪地方裁判所に提起することができます。

様式第5号 (第6条関係)

(第1面)

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の軽微変更該当証明申請書

年 月 日

(宛先)  
枚方市長

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代 表 者 の 氏 名

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定により、低炭素建築物新築等計画（住宅以外の用途に供する部分に限る。）の変更が都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の低炭素建築物新築等計画の認定】

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号  
号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 変更の概要

(注意)

- 1 第2面から第5面までとして、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第5の第2面から第4面まで及び第6面に記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第5の第1面から第4面まで及び第6面の(注意)(第1面の(注意)4.、第2面の(注意)1.及び第4面の(注意)1.を除く。)に準じて記入してください。

様式第6号 (第6条関係)

第 号  
年 月 日

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定による軽微変更該当証明書

様

枚方市長

印

下記の申請に記載の低炭素建築物新築等計画（住宅以外の用途に供する部分に限る。）の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日  
年 月 日
- 2 軽微な変更該当していることを証する書面の交付に係る建築物の位置
- 3 建築物又はその部分の概要  
直前の低炭素建築物新築等計画の認定番号  
直前の低炭素建築物新築等計画の認定年月日  
年 月 日  
建築物面積  
延べ面積  
建築物の階数 (地上) 階 (地下) 階  
建築物の用途 非住宅建築物 複合建築物  
(  
構造 造 一部 造 )





(第2面)

工事監理状況

低炭素建築物新築等計画のとおり、施工されたことを確認しました。

	確認を行った部位及び材料の種類	照内	合	照合を行った図	図書の内容について設計者に確認した事項	照方	合法	照合結果(不適の場合には、建築主に対して行った報告の内容)
建築物の各部位の位置、形状及び大きさ								
断熱材の種類、品質、形状及び寸法								
開口部に設ける建具の種類及び大きさ								
空気調和設備等及び空気調和設備等以外の低炭素化に資する設備(以下「低炭素化設備」という。)に用いる材料の種類及びその照合した内容並びに当該設備の構造及び施工状況								
建築物の緑化その他の建築物の低炭素化に資する措置の状況								
備考								

(注意)

- 第2面に記載すべき事項を含む報告書を添付すれば、第2面に記載する必要はありません。
- 「開口部」は、外気に接する部分について記載してください。
- 「照合結果」は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合には「不適」を記入してください。また、不適の場合には認定建築主に対して行った報告の内容を記載してください。

法第55条第1項の軽微な変更をした場合は、変更事項

--

様式第9号(第7条関係)

認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の状況定期報告書

年 月 日

(宛先)

枚方市長

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定建築主の氏名又は名称  
代表者の氏名

㊟

枚方市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第7条第3号の規定により、下記のとおり認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の維持保全の状況について報告します。

記

- 低炭素建築物新築等計画の認定番号  
号
- 低炭素建築物新築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の位置
- 施設又は設備の維持保全の状況

イ 通常の建築物の床面積を超えることとなるもの変更の有無

有 / 無	変更内容
□ / □	

ロ 維持保全の状況

定期報告項目	確認内容	適/不適
□ 機器の点検	機器の著しい汚れや破損等がない。	□ / □
□ 制御の作動状況	制御が正常に作動している。	□ / □

# 枚方市公報

様式第10号（第8条関係）

認定低炭素建築物新築等計画認定取消通知書 様 枚方市長	第 号 年 月 日
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を取り消したので、枚方市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第8条の規定により通知します。	
記	
1 低炭素建築物新築等計画の認定番号	
2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日	
3 確認番号（※）	
4 確認年月日（※）	
5 建築主事の氏名（※）	
6 認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の位置	
7 取消しの理由	
（※）は、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の規定により枚方市長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。 （教示）	
1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過し、又はこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過する日まで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、枚方市長に対して審査請求をすることができます。	
2 また、この決定について不服があるときは、審査請求に対する裁決を経なくても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過し、又はこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過する日まで、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、枚方市を被告として（被告の代表者は枚方市長です。）、この決定の取消しの訴えを大阪地方裁判所に提起することができます。	
3 なお、2にかかわらず、この決定について審査請求をしたときは、これに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過し、又は当該裁決があった日の翌日から起算して1年を経過する日まで、行政事件訴訟法の規定により、枚方市を被告として（被告の代表者は、枚方市長です。）、この決定の取消しの訴えを大阪地方裁判所に提起することができます。	

様式第11号（第9条関係）

低炭素建築物新築等計画認定申請書 枚方市長		第 号 年 月 日
申請者の住所又は主たる事務所の所在地（電話番号） 申請者の氏名又は名称（代表者の氏名）		
下記について、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の認定を受けたことを証する書面の交付を申請します。		
認定建築主の住所		
認定建築主の氏名		
認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の位置		
認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の構造		
認定通知	番号	
	年月日	
※確認済証	番号	
	年月日	
変更認定通知	番号	
	年月日	
※変更確認済証	番号	
	年月日	
証明書の提出先		
証明が必要な理由		
※都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合のみ記入		
証 明 欄	第 号 年 月 日 上記のとおり相違ないことを証明します。 枚方市長	
（注）証明欄には記入しないこと。		

## 訓令

### 枚方市訓令第12号

#### 枚方市職員服務規程

（趣旨）

第1条 本市の職員が服務するについて準拠しなければならない事項については、法令、条例、規則その他の規程に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（職員の範囲）

第2条 この訓令において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条第1項に規定する職員をいう。

（原則）

第3条 職員は、全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、法令、条例等及び職務上の上司の命令に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

（市の保有する情報の取扱い）

第4条 職員は、市民の不信を招き、又はその権利利益を侵害することのないよう、市の保有する情報を適正に取り扱

わなければならない。この場合において、秘匿すべき情報については、特に厳格に管理しなければならない。

(ハラスメント等の禁止等)

第5条 職員は、ハラスメントその他の人に精神的苦痛を与え、又は個人の人格及び尊厳を侵害する言動をしてはならない。

2 職員は、人権課題に係る本市の対応方針を遵守し、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行しなければならない。

(身上に関する届)

第6条 新たに職員となった者は、速やかに、次に掲げる書面を提出しなければならない。

(1) 職員カード

(2) 住居届

(3) 通勤届

(4) 扶養親族を有する者にあつては、扶養親族認定申請書

2 前項の書面の様式は、別に定める。

3 職員は、第1項の書面の記載内容に変更が生じたときは、当該事実の発生日の翌日から起算して15日以内に、所定の方法により届け出なければならない。

4 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成16年枚方市条例第35号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員及び臨時的に任用された職員についての前3項の規定の適用については、適用しない。この場合において、身上に関する届に関し必要な事項は、別に定める。

(職員証等)

第7条 職員は、職員証(様式第1号)、職員記章(様式第2号)又は名札の交付を受けたときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 通勤時及び勤務時間中は、常に職員証を携帯し、勤務時間中は、特に必要がないと認められる場合を除き、職員記章及び名札を付けること。

(2) 職員証、職員記章及び名札は、善良なる管理者の注意をもって保管し、他人に貸与又は譲渡をしないこと。

(3) 職員証若しくは職員記章を亡失し、又はこれらが破損等により使用不可能になった場合は、直ちに亡失・破損届(様式第3号)により市長に届け出ること。

(4) 職員証の記載事項に変更が生じたときは、職員証記載事項変更届(様式第4号)により直ちに市長に届け出ること。

(5) 退職等により必要がなくなったときは、直ちに職員証、職員記章及び名札を返還すること。

(登退庁)

第8条 職員は、登庁した時及び退庁する時は、直ちに所定の方法により登退庁の状況を記録しなければならない。

2 職員は、病気、災害その他やむを得ない理由により勤務日に登庁することができない場合において事前に休暇等の手続をとることができないときは、直ちに所属長に連絡し、事後、速やかに必要な手続をとらなければならない。

3 職員は、勤務時間が終了したときは、時間外勤務を命じられた場合を除き、速やかに退庁しなければならない。

(勤務時間中の離席)

第9条 職員は、勤務時間中みだりに席を離れてはならない。

2 職員は、勤務時間中に外出しようとするときは、その理由、所要時間及び行先を明らかにしておかなければならない。

(事故等の報告)

第10条 職員は、次に掲げるときは、直ちにその内容、原因等を所属長に報告しなければならない。

(1) 公務上において、他人若しくは自己の身体若しくは財産又は市の財産に損害を与え、又は与えられたとき。

(2) 庁用自動車の運転許可を受けた職員が、道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定により運転免許を取り消され、又はその効力の停止を受けたとき。

(3) 法令、条例等に違反したとして捜査機関による事情聴取、取調べ等を受けたとき。

(出張)

第11条 出張命令の伺いは、次の各号に掲げる出張の区分に応じ、当該各号に定める書面により行わなければならない。

(1) 特別出張(出張先が近畿圏(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、三重県及び福井県の区域をいう。以下同じ。)外であり、又は宿泊を要するものをいう。以下同じ。) 特別出張事務処理予定表(様式第5号)を添付した特別出張命令書(伺い)(様式第6号)

(2) 普通出張(出張先が本市内以外の近畿圏内であり、かつ、宿泊を要しないものをいう。以下同じ。) 普通出張命令書(伺い)(様式第7号)

(3) 市内出張(出張先が本市内であり、かつ、宿泊を要しないものをいう。以下同じ。) 市内出張命令書(伺い)(様式第8号)

2 前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、口頭により出張命令の伺いを行うことができる。この場合においては、事後、前項に規定する手続を

とらなければならない。

第12条 出張をした職員は、帰庁後速やかに、市長が特に指示する場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により市長及び関係者に出張の実績を報告しなければならない。

- (1) 特別出張 特別出張報告書（様式第9号）の提出
- (2) 普通出張 普通出張報告書（様式第10号）の提出
- (3) 市内出張 書面の提出又は口頭

第13条 普通出張の命令の伺い及び報告並びに市内出張の命令の伺いは、前2条に定める様式によらずに、市長が別に定めるところにより行うことができる。

第14条 特別出張をした職員は、旅程の変更、交通機関の事情等により、旅費額が既に支払われたものと異なることとなった場合は、速やかに、必要な手続をとらなければならない。

第15条 出張先において勤務をした職員は、その時間数にかかわらず、正規の勤務時間勤務したものとみなす。

2 事前に市長が時間外勤務命令を行い、かつ、出張中に正規の勤務時間を超えて勤務した場合において、当該時間に勤務したことが明確に証明できる職員については、前項の規定は、適用しない。

3 出張中の移動時間（交通機関等の乗継ぎ等に要する時間を含む。）及び待機時間は、勤務時間に含めないものとする。ただし、特に命じられて引率、監護、随行等を行う場合は、この限りでない。

（職務に専念する義務の免除）

第16条 市長は、正規の勤務時間における勤務若しくは時間外勤務として連続して16時間以上勤務した場合又は正規の勤務時間における勤務の後に時間外勤務として連続して8時間以上勤務した場合は、別に定めるところにより、勤務日の午前又は午後には割り振られた勤務時間（勤務時間等を考慮してこれにより難いときは、これに相当する時間として市長が別に定める時間）について、職務に専念する義務を免除することがある。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、特に必要と認めるときは、別に定めるところにより、職務に専念する義務を免除することがある。

3 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年枚方市条例第190号）第2条第3号の規定により職務に専念する義務の免除の承認を受けようとする職員は、所定の申請書を提出しなければならない。

（欠勤）

第17条 職員は、欠勤しようとするとき及び欠勤の期間を延

長しようとするときは、欠勤届（様式第11号）を提出しなければならない。

2 職員は、病気、災害その他やむを得ない理由により事前に欠勤届を提出することができないときは、直ちに所属長に連絡し、できる限り速やかに欠勤届を提出しなければならない。

3 欠勤の届出は、第1項に定める様式によらずに、市長が別に定めるところにより行うことができる。

4 所属長は、所属職員が欠勤したときは、速やかに、欠勤状況報告書（様式第12号）を提出しなければならない。

5 前4項の規定は、一般職の非常勤職員の報酬、勤務時間等に関する条例施行規則（平成26年枚方市規則第84号）第13条の規定により届け出る場合には、適用しない。

（休暇中の長期療養等）

第18条 職員は、休暇中において、負傷又は疾病による療養等のため長期にわたり届け出た住所を離れるときは、その理由、期間及び行先を明らかにしておかななければならない。

2 前項の場合において、その理由が負傷又は疾病による療養のためであるときは、その旨を証する診断書を提出しなければならない。

3 前項の場合において、市長は、必要と認めるときは、その指定する医師に当該職員を診断させることがある。

（不在の場合の措置）

第19条 職員は、出張、休暇その他の理由によって登庁しない場合には、未処理の案件を上司に報告して事務支障を生じさせないようにしなければならない。

2 職員は、登庁しない期間が長期にわたる場合には、上司の指示を受けて担当する事務を他の職員に引き継がなければならない。

（非常事態における措置）

第20条 職員（臨時的に任用された職員を除く。）は、勤務時間外に、市の施設その他の財産又はその付近において火災その他の非常事態が生じていることを知ったときは、速やかに登庁しなければならない。

2 前項の場合においては、第8条第1項の規定は、適用しない。

（退職願）

第21条 自己の都合により退職しようとする職員は、特別な事由がある場合を除き、退職しようとする日の1月前までに、退職願を提出しなければならない。

（補則）

第22条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

# 枚方市公報

附 則 [平成30年5月7日公布]

この訓令は、平成30年6月1日から施行する。

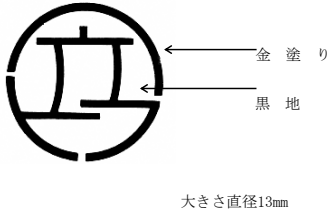
様式第1号（第7条関係）

職 員 証  職員番号 職 名 氏 名  年 月 日 生  上記の職員は、本市職員であることを証します。  年 月 日 発行	写 真  
大 阪 府 枚 方 市 印	

備考

- 1 大きさは、縦5.4センチメートル、横8.6センチメートルとする。
- 2 文字は黒色、印は赤色とする。

様式第2号（第7条関係）



様式第3号（第7条関係）

年 月 日

亡 失 ・ 破 損 届

所 属 長

人事課長

所 属  
氏 名

年 月 日 頃 職員証 職員記章 を 亡失 破損 したので届け出ます。

亡失・破損の理由： \_\_\_\_\_

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

## 職員証記載事項変更届

人 事 課 長

\_\_\_\_\_ 部 \_\_\_\_\_ 課

職員番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおり変更しましたので、職員証の再交付をお願いします。

変更事項（○をつけてください。）

- ・ 氏名      ・ 職名      ・ その他（                      ）

変更内容

旧	新
(ふりがな)	(ふりがな)

### ※氏名が変更になる場合について

- ① 上記の変更内容欄には、ふりがなも記入してください。
- ② 下記のいずれかにチェックを入れてください。
  1.  旧姓使用を希望します。（注）
  2.  旧姓使用を希望しません。

（注）旧姓使用を希望する場合は、別途、「旧姓使用届」を人事課へ提出してください。

所 属 長

様式第5号（第11条関係）

### 特別出張事務処理予定表

\_\_\_\_\_のため出張し、処理する事務及び出・帰庁等の旅程は、下記のとおりです。

出張者（所属・補職・氏名）

月 日		時 間	出張先又は交通機関等の名称	事務処理内容又は移動内容（乗降駅名）等
月 日	時 分	時 分	出発場所	住所等
月 日	自 時 分	至 時 分		
月 日	自 時 分	至 時 分		
月 日	時 分	時 分	帰着場所	住所等

備考

- 1 最上段と最下段には、それぞれ出張の出発場所と帰着場所を記入すること。従って、居住地から直接に出発する場合は、その旨を記入すること。（旅費は、勤務場所と出張先の往復を基準として支給する。）
- 2 特別出張とは、宿泊を要する出張又は近畿圏外を目的地とする日帰りの出張をいう。
- 3 特別出張の旅費は、前渡払となるので、事前に決裁を得て、所定の期日までに職員課に提出することを原則とする。  
概算額の旅費は、会計課が払い出すので、払出し日を指定するときは、必ず相談すること。旅費が旅程の変更や交通機関等の事情により、概算額と異なった場合は、回議書により決裁を得て精算すること。
- 4 宿泊場所が指定されている場合は、その場所までの旅程を記入すること。出張者が自身で宿泊場所を確保する場合は、その旅程を省略してもよい。

# 枚 方 市 公 報

(第1面)

様式第6号(第11条関係)

特 別 出 張 命 令 書 ( 伺 い )

年 月以降廃棄		部 室・所 課				
区分	市長					起 案 者
伺い						電 話
会議						
決裁区分 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
起 案	年 月 日	決 裁 ( 専 決 )			年 月 日	
書類名	文書分類	款	項	目	節	書類
件 名	保存期間 20・10・7・5・3・1年 常用( ) 永年 法定( )					
下記のとおり特別出張してよろしいか。						
1 出張者(所属・補職・氏名)						
2 出張日時(出行及び帰庁)						
年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 年 月 日 午前・午後 時 分						
3 出張先(名称及び所在地)						

(第2面)

4 出張用件及び目的			
5 出張の旅程 別添「特別出張事務処理予定表」のとおり			
6 旅費の概算			
交通費	×	人	円
宿泊費(泊)	×	人	円
日当(日)	×	人	円
食卓料(食)	×	人	円 旅費計 円
負担金	×	人	円
資料代等	×	人	円
合 計			円
7 旅費の調整を行う場合の内容・理由			
8 予算費目等及び現計予算残額			
費	費	費	
現計予算残額	円		
9 時間外勤務命令の有無及び内容・理由			
10 その他(資料等)			

様式第7号(第11条関係)

普通出張命令書(伺い)

下記のとおり出張してよろしいか。

決 裁					合 議				
出張日時(出行及び帰庁) 年 月 日 時 分 ~ 時 分									
出張先(名称及び所在地)									
出張者(所属・補職・氏名)									
①									
出張用件及び目的									
出張に伴う旅費									
負担金の内容及び予定額					円	予算残額		円	
予算費用									
その他支出の内容及び予定額					円	予算残額		円	
予算費用									





# 枚方市公報

様式第12号（第17条関係）

年 月 日

## 欠勤状況報告書

人事課長

長

次のとおり所属職員の欠勤状況について報告します。

欠勤者（補職・氏名）

欠勤の 期間等	期 間	日 数
	前 時 分 から 年 月 日 ( ) 午 後 後 時 分 まで 年 月 日 ( ) 午 後	
欠勤の理由		

### 枚方市訓令第13号

枚方市行政改革実施本部設置規程の一部を改正する訓令

枚方市行政改革実施本部設置規程（平成13年枚方市訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表委員の項中「部長、保健所長、会計管理者、上下水道局部長」を「総合政策部長、総務部長、財務部長、上下水道局上下水道経営部長」に改め、「市議会事務局長」を削り、「教育委員会部長、監査委員事務局長」を「教育委員会総合教育部長」に改め、同条第4項中「委員の」を「職にある者の」に改め、同条に次の1項を加える。

5 市長は、必要があると認めるときは、第2項の表に掲げる職にある者のほか、臨時に委員を任命することがある。

附 則 [平成30年5月7日公布]

この訓令は、公布の日から施行する。

### 枚方市訓令第14号

枚方市定住促進・人口誘導対策本部設置規程（設置）

第1条 本市における定住促進・人口誘導に係る対策を総合

的かつ効果的に実施するため、枚方市定住促進・人口誘導対策本部（以下「本部」という。）を置く。

（担任意務）

第2条 本部は、次に掲げる事項について調査し、審議し、及び決定するものとする。

- 1) 定住促進・人口誘導に係る対策に関すること。
- 2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員で構成する。

2 本部長、副本部長及び委員には、それぞれ次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

本 部 長	市長
副 本 部 長	副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者
委 員	理事、市長公室長、総合政策部長、財務部長、産業文化部長、健康部長、子ども青少年部長、都市整備部長、教育委員会教育次長、教育委員会総合教育部長

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の表に掲げる職にある者のほか、臨時に委員を任命することがある。

（本部長の職務等）

第4条 本部長は、本部を代表し、その事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が定める順序により、その職務を代理する。

（本部の会議）

第5条 本部の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 本部長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員がやむを得ず会議に出席できない場合は、あらかじめ本部長に申し出て、代替りの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。

（専門部会）

第6条 本部長は、専門の事項を調査させるために必要があると認めるときは、本部に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の担任意務、構成及び運営方法等は、本部長が定める。

（定住促進・魅力発信リーダー）

第7条 各職場における本部の決定事項の推進及び浸透を図るため、定住促進・魅力発信リーダーを置く。

2 定住促進・魅力発信リーダーは、別に定める方法により選出され、市長に任命された者とする。

(定住促進・魅力発信リーダー会議)

第8条 定住促進・魅力発信リーダーの相互の連絡調整及び情報の共有化を図るため、本部に定住促進・魅力発信リーダー会議を置き、定住促進・魅力発信リーダーで構成する。

2 本部長は、定住促進・魅力発信リーダーのうちから統括リーダー及び副統括リーダーを指名する。

3 定住促進・魅力発信リーダー会議は、統括リーダーが招集する。

4 前項に定めるもののほか、定住促進・魅力発信リーダー会議の運営方法は、本部長が定める。

(意見の聴取等)

第9条 本部及び専門部会は、必要に応じて、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(決定事項の執行)

第10条 本部で決定された事項については、当該事項に係る事務を所管する部課において執行するものとする。

(庶務)

第11条 本部の庶務は、総合政策部企画課が担当する。

(補則)

第12条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則 [平成30年5月11日公布]

この訓令は、公布の日から施行する。

**枚方市訓令第15号**

枚方市健康推進本部設置規程の一部を改正する訓令

枚方市健康推進本部設置規程(平成18年枚方市訓令第33号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表委員の項中「部長」を「市民安全部長、産業文化部長、健康部長」に、「会計管理者、上下水道局部長、市立病院事務局長、市議会事務局長」を「長寿社会部長、福祉部長、子ども青少年部長」に、「教育委員会部長、監査委員事務局長」を「教育委員会学校教育部長」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の表に掲げる職にある者のほか、臨時に委員を任命することがある。

第6条から第10条までを削る。

第11条第1項中「幹事会」を「本部長」に改め、「ために、」の次に「本部に」を加え、同条第2項中「及び構成」を「構成及び運営方法」に改め、「の承認を得て、幹事長」を削り、同条第3項を削り、同条を第6条とする。

第12条中「、幹事会」を削り、同条を第7条とする。

第13条を第8条とし、第14条を第9条とし、第15条を第10

条とする。

附 則 [平成30年5月28日公布]

この訓令は、公布の日から施行する。

**教育委員会規則**

**枚方市教育委員会規則第5号**

枚方市学校運営委員協議会規則の一部を改正する規則

枚方市学校運営委員協議会規則(平成30年枚方市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 この規則の施行後最初に委嘱する学校運営委員の委嘱期間は、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱日から平成31年3月31日までとする。

附 則 [平成30年5月9日公布]

この規則は、公布の日から施行する。

**正 誤**

枚方市公報第814号

○枚方市債権管理及び回収に関する条例施行規則 [平成30年枚方市規則第2号]

2頁/右段/上から7行目/

誤	正
地方税法(昭和25年法律第226号)	地方税法